

研究活動の基本精神

- ① 本学の研究者は、学問の自由の下、自由な発想に基づく学術研究を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類の様々な営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。
- ② 本学の研究者は、学術研究の遂行に当たり、自己の良心と信念に従い、常に厳正な態度で臨まなければならない。
- ③ 本学の研究者は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。
- ④ 本学の研究者は、学術研究の信頼保持のために研究活動の不正に対し、常に真摯な態度で臨まなければならない。
- ⑤ 本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令及び関係規則を遵守しなければならない。

研究活動の行動規範

- ① 本学の研究者は、誇りと使命を自覚し、研究活動において不正を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。
- ② 本学の研究者は、学術研究によって生み出される知見の正確さ及び正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。
- ③ 本学の研究者は、研究活動の実施に際して、学生に対し、指導的立場に立つ者として、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応えなければならない。
- ④ 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
- ⑤ 本学の研究者は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。

研究活動上の不正行為に関する通報窓口

北海学園大学 事務部庶務課(学術係)

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL 011-841-1161

FAX 011-824-3141

Mail kihan@hgu.jp

◆ 注意事項

- ◆原則として匿名による通報はお受けできません。
- ◆公益にかなう通報によって不利益を被ることはあります。
- ◆通報にあたっては、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、不正と判断する科学的・合理的根拠を具体的にお知らせください。
- ◆通報者には、調査への協力を依頼することがあります。
- ◆悪意に基づく通報には、本学はしかるべき措置を執ることがあります。

公的研究費の使用ルール・事務手続き等に関する相談窓口

北海学園大学 事務部庶務課(学術係)

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL 011-841-1161

Mail rule@hgu.jp

北海学園大学における研究不正防止に関する取り組みの
詳しい内容はホームページでご覧いただけます。

<https://www.hgu.jp/research/guidelines.html>



学校法人 北海学園
北海学園大学
研究倫理
ガイド
〈研究者用〉

北海学園大学
 不正防止計画推進室

罰 則

不正行為、不正使用を行った場合は、競争的資金への応募資格が制限される等の重い処分を受けます。また、直接関与していないなくても、善管注意義務に違反した場合は処分を受けることになります。

◆ 研究活動における不正行為

 不正行為に 関与した者に よる 不正行為	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年	応募制限期間
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	2~7年	
	1・2を除く不正行為に関与した者	2~3年	
	不正行為に関与していないものの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任著者	1~3年	

◆ 研究費の不正使用

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(個人の利益を得るための私的流用)	10年	応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(個人の利益を得るための私的流用以外)	1~5年	
偽りその他不正な手段により助成金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	5年	
不正使用に直接関与していないが 善管注意義務に違反した研究者	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分(上限2年、下限1年)	

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成24年10月17日改正)

研究者の責務

◆ 研究データの保存・開示

研究者は、研究に関わるデータや資料等の保存に対し、自身が主たる責任を負わなければなりません。また、不正行為の疑惑が生じた場合、調査機関や調査委員会の求めに応じ、研究データ等の研究資料を開示しなければなりません。

 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料	当該論文等の発表から原則 保存期間 … 10年間
 論文等の形で発表された研究成果に 関わる試料や標本などの有体物	当該論文等の発表から原則 保存期間 … 5年間
 特許等に 関わる実験・観察記録ノート、 実験データその他の研究資料等	当該論文等の発表から原則 保存期間 … 30年間

研究活動における不正行為とは

研究者倫理に背馳し、「研究活動」及び「研究成果の発表」において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為です。

特定不正行為

- 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 濫用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

上記のほかに不正となる行為

不適切なオーサーシップ

①ギフト・オーサーシップ

著者としての資格が無いにもかかわらず真の著者から好意的に付与されるもの。

②ゴースト・オーサーシップ

著者としての資格がありながら著者としてクレジットされないこと。

不適切な発表方法

①二重投稿・二重出版

著者によって既に公表されている事を開示せず、同一の情報を発表すること。

②サラミ出版・ボローニャ出版

一つの研究を複数の小研究に分割して細切れに出版すること。

利益相反

公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない事態のこと。

①利益相反

経済的な利害等に関するもの。

②責務相反

兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断が損なわれたり、怠った状態になっている、状態になったと第三者から懸念される事態のこと。

研究費の不正使用とは

預け金

架空の取引で大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理されることです。

例

業者と共に消耗品を購入するように装って、業者に事務職員の検収を受けさせた後、その消耗品を持ち帰らせる架空の発注(カラ発注)。

例

実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせることです。

例

実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせることです。

例

勤務していない時間について、出勤簿を偽造して不正に給与を支給。

◆ 北海学園大学 公的研究費責任体系図

